

伊豆の国市商工会長 様

平成 年 月 日

申請
受付番号

*商工会記入

所在地
(申請者) 事業所名
代表者名

㊟ (実印)

伊豆の国市店舗リフォーム助成事業 (工事完了) 報告書

工事対象場所 (所在地)	〒 ー 伊豆の国市
工事対象物 (事業所名)	
交付決定通知 (様式2号)	年 月 日 伊国商工店助 第 号 助成金交付決定額 円
工事期間	着工:平成 年 月 日 ~ 完了:平成 年 月 日
工事内容	
施工業者	
工事総額 (税込) ※領収書金額	(様式1号の①記載 変更の場合は様式3号の①記載) 円
助成金対象工事金額 (税込・税抜)	(様式1号の③記載 変更の場合は様式3号の③記載) 円 申請時との相違 (①増額 ・ ②減額 ・ ③増減なし)
添付書類	①工事金額の領収証 (写) 又は振込書 (写) ②該当工事箇所毎の施工前・施工中との比較写真 (様式9号) ③工事金額・内容・工期等変更があった場合はその内容 (様式3号) ④消費税の取扱いに関する確認書 (様式4-2号) ⑤その他、確認のため必要を求められた場合は、その書類等
助成金対象工事金額に 対する助成金の額 (該当に○)	・ 様式2号 交付決定額と同額 ・ 減額変更した助成金額 (様式3号④記載) (円) ①助成金対象工事金額が増額となった場合でも、助成金額は増額変更不可 ②助成金対象工事金額が減額となった場合は、減額した交付金額で支給。

平成 年 月 日

伊豆の国市商工会長 様

所在地
(申請者) 事業所名
代表者名

申請
受付番号

*商工会記入

㊟(実印)

伊豆の国市店舗リフォーム助成事業 消費税の取扱いに関する確認書

※ 消費税の取り扱いについて該当するものに○を付けてください。

1. 本則課税事業者
2. 簡易課税事業者
3. 免税事業者

助成金による収入は、消費税法上不課税取引に該当します。

一方、助成事業に伴う工事費用は、控除対象仕入税額として仕入税額控除することができます。

したがって、申請事業者が本則課税事業者である場合は、助成金で賄われた消費税額は申請事業者の負担がない上、消費税の仕入税額控除を受けられることになり、その部分については国、市から返還を求められることとなるため、事務負担等を考慮し、消費税の**本則課税事業者については助成金額を税抜金額に基づき再計算し、あらかじめ返還額相当分を調整させていただきます。(対象工事の税抜金額の50%・50万円限度により再計算)**

申請時よりも助成金額が減額されることがありますが、その分は消費税の仕入税額控除を受けることにより調整されますので、ご了承ください。

なお、簡易課税事業者・免税事業者については仕入税額控除を受けることができませんので、申請時の税込金額に基づく助成金額で変更はありません。

助成金の税務上の取扱について、「本助成金は、所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することができます。」

また、受け取った助成金の消費税の取扱は、申請者が受け取る助成金に係る収入は、消費税法上不課税取引に該当します。